

短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見対応表

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）
		<p>認証評価全般に対する意見</p> <p>短期大学にあつては、学校教育法において、「深く専門の学芸を教授研究し」という文言がその設置目的に掲げられています。従つて、教育活動の評価とともに研究活動の評価も重要であろうと考えます。その点からすると、研究活動が「選択的評価基準」として配置されており、「研究活動評価を受けるか否かは」短期大学の裁量によって「選択」できることになっています。このことについては、必ずしも理解できるものではありません。「選択的評価基準」ではなく「評価基準」に入れられるべきではないでしょうか。</p> <p>評価基準の「はじめに」において「教育活動を中心とした総合的な状況を評価する」と述べられていますが、そうであれば、「研究活動の評価」は行わなくても良いことになるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">（機構運営委員会委員）</p>	<p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理由：機構の実施する機関別認証評価は、全ての国・公・私立短期大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として短期大学の総合的な状況の評価を実施するものである。</p> <p>機構の短期大学評価基準では、教育活動を中心として総合的な状況の評価を実施するとの基本方針から、研究活動に関しては、教育活動と関連する側面から基準3及び基準5において評価を実施することとしている。</p> <p>また、短期大学にとって研究活動は、教育活動とともに重要な活動の一つであり、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動も行われている。このことから研究活動に関する全般的状況について、選択的評価基準として、評価することとしたものである。</p> <p>以上のことから、原案どおりとする。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）
評 価 の 実 施 方 法	<p>（１） 評価プロセスの概要 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。</p> <p>短期大学における自己評価 各短期大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに短期大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各短期大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。</p> <p>なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、短期大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。</p> <p>また、各短期大学の優れた点、改善を要する点などを評価し、記述します。</p> <p>機構における評価 （ ） 11の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理します。</p> <p>なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び短期大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。</p> <p>また、選択的評価基準においては、11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学の有する目的の達成状況等について評価を行います。</p> <p>（ ） 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。選択的評価基準についても同様の指摘を行います。</p> <p>（ ） 短期大学全体として、11の基準の全てを満たしている場合に、機関としての短期大学が当機構の短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。</p> <p>また、一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。</p>	<p>短期大学全体としての評価よりも、設置目的が異なる学科・専攻科ごとの教育活動等の評価に重点をおく方が具体であり評価しやすいと考える。 従って「必要に応じて」は不要と思う。 （全国公立短期大学協会）</p>	<p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：機構の実施する短期大学機関別認証評価は、機関としての短期大学全体の状況について、評価を実施することから、各短期大学の自己評価では、基本的な観点に従って、短期大学全体としての教育活動等の状況の分析、記述が求められる。</p> <p>観点ごとの分析にあたって、観点の性格・内容によっては、学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析を踏まえて短期大学全体としての状況の分析を行うことも必要と考えられるため、「必要に応じて」としているものである。</p> <p>以上のことから、原案どおりとする。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）				
評価費用の徴収	<p>(1) 評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">基本費用</td> <td style="text-align: right;">160 万円</td> </tr> <tr> <td>1 学科当たり</td> <td style="text-align: right;">20 万円</td> </tr> </table> <p>(2) 評価手数料の納付手続き、「選択的評価基準」及び「追評価」等に係る評価手数料、及びその他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。</p>	基本費用	160 万円	1 学科当たり	20 万円	<hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/>	<p>字句の修正を行った。</p>
基本費用	160 万円						
1 学科当たり	20 万円						